

第5回福岡県グローバル青年の翼

Global Wings of Fukuoka Youth 2023

募集要項

1. 目的

県内青年に、世界（アジア）を舞台に県内の企業や団体が活躍している現状を体感、認識させることで、国際的な視野を持ち、職場や団体等の中核的存在として地域で活躍できる人材を育成する。

2. 主催

福岡県グローバル青年の翼実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3. 事業内容

(1) 募集人員 19名

(2) 全体の研修スケジュール（予定）

- ① 第1次研修（宿泊又は通所）…9月9日（土）～10日（日）
県内企業の海外展開、国際協力活動・県の施策等についての講義等
- ② 第2次研修（フィールドワーク）…①と③の間の任意の日
海外訪問先に関連する県内企業・団体等への視察
- ③ 第3次研修（宿泊又は通所）…10月28日（土）～29日（日）
訪問国及び訪問先に関する講義・英語スピーチ指導
- ④ 第4次研修（海外研修）…11月9日（木）～16日（木）8日間
現地企業や教育機関、文化施設の視察、現地で活躍する日本人との交流等
- ⑤ 第5次研修（宿泊）兼報告会…12月9日（土）～10日（日）
海外研修レビュー・報告会等

※ 研修日程については、研修効果を高めるため変更になる場合があります。

(3) 海外研修

日時 2023年11月9日（木）～16日（木）8日間（予定）

訪問先 カンボジア（プノンペン、アンコールワットなど、複数都市）

※訪問国は、変更になる場合があります。

4. 募集

(1) 募集人員 19名

(2) 募集締切 2023年6月23日（金）

(3) 応募資格（①～④のすべてに該当する者）

- ① 県内居住者で、2023年4月1日現在、満18歳～35歳の者
- ② 企業・大学・青少年団体・NPO 団体・自治体等に所属・在籍する者で、国際的な視野を持ち、職場や団体等の中核となって活躍することを目指す者
- ③ 過去2年間（2021年度以降）のうちに国・地方公共団体等の公的経費（一部助成を含む）によって海外派遣事業に参加した経験のある者、国又は地方公共団体の議会の議員の職にある者は除く。
- ④ その他
 - ・研修計画に従い海外研修等の活動が支障なくできる健康状態であるとともに、規律ある団体生活に耐えられる者
 - ・第1次研修から第5次研修及び報告書作成までの全てのプログラムに参加できる者

5. 応募方法

下記の書類をとりそろえ、県簡易申請システムを用い、申し込むこと。

なお、書面で郵送又は持参する際には「12. 問い合わせ先」記載の所在地に送付すること。

【必要書類】

- ① 参加申込・・・様式1又は県簡易申請による
- ② 勤務先所属長の承諾書（ただし被雇用者のみ）・・・様式2
- ③ 作文（様式自由）

応募動機と併せ、この研修で何を学びたいか、研修後、成果をどのように活かしたいか等を具体的に記述すること。

・ワードファイルにおいて、1,200字程度

・縦A4判横書きとし、タイトル及び氏名を明記すること（タイトルは自由）

【応募期限】

電子申請 6月23日（金）23時59分

郵送又は持参 6月23日（金）16時必着

※応募へのリンクは「福岡県グローバル青年の翼」にて検索、右記二次元コード

又は下記URLからアクセス可能

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/globalwing-portal.html>



6. 団員候補者の選考、決定

(1) 団員候補者の選考

選考	選考種目	配点	内容
第1次選考	作文	30	申込時の作文の内容を総合的に判断
第2次選考	集団面接	50	積極性、協調性について判断
	総合評価	25	集団面接から総合的に判断

実行委員会において、第1次選考を行い、結果を7月上旬までに本人に通知する。

第1次選考の合格者については、7月9日（日）（予定）に第2次選考（面接）を実施し、8月初旬までに内定者を決定し本人に通知する。

(2) 団員の決定

団員の決定は、第3次研修まですべて出席し、かつ団員としてふさわしいと認められる者について第3次研修終了時に行う。

※ 不適當と思われる者については、それ以後の研修参加を認めない。

7. 選考結果の開示

選考結果については、口頭により開示の依頼をすることができる。（下記参照）

対象選考	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次選考	受考者	順位、総合得点	選考結果通知日の翌日から3か月間	福岡県庁6階 青少年育成課 (実行委員会事務局)
第2次選考				

なお、電話、はがき、メール等による請求は不可につき、受考者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険の被保険者証等）を持参の上、直接開示場所に来ること。

8. 経費・損害等の負担

(1) 次に掲げる経費については個人負担とする。

負担金	その他の個人負担経費
120,000円 (学生 100,000円)	県内研修に係る経費（交通費、食事代、宿泊費等）、パスポート取得に係る費用、旅行傷害保険料、海外研修に係る経費（県内旅費、一部の食事代・交通費、燃油サーチャージ、海外渡航に際し必須となる予防接種ないし検査費用等）

- (2) 負担金は、10月に実施予定の第3次研修前までに納入するものとし、納入後は原則として返金しない。なお、負担金納入の有無に関わらず、団員が自己の都合により辞退した場合に生じるキャンセル料等については、本人が全額を負担するものとする。
- (3) 研修中の災害、病気、事故、個人の不注意等で主催者の責めに帰さない理由によって生ずる団員の損害等については、主催者は責任を負わないものとする。
- (4) 海外渡航に際し必須となる予防接種ないし検査等がある際には、原則対応すること。なお、対応しなかった際に生ずる団員の損害等については、主催者は責任を負わないものとする。

9. 団員資格の取消し

- (1) 団員として不相当と認められる者（研修の無断欠席、研修活動を妨害する者など）については、団員資格を取り消すものとする。また、海外研修中における資格の取り消しは団長が行い、速やかに帰国させるものとする。なお、帰国に要する経費は、取り消された者の負担とする。
- (2) 団員資格を取り消した場合、すでに実行委員会が負担した経費の一部または全部を取り消された者から返還させることができる。

10. 事後活動

当事業に参加した団員は、これまでの事業参加者で組織している「福岡県青年の会」に入会し、積極的に会の活動に関わっていくことが求められるほか、県からの事後アンケート等に対し真摯に対応すること。（研修後、毎年アンケートを実施する）

11. その他

本事業において撮影した写真・ビデオ等を本事業の広報、又は報告書の作成に利用することがある。

12. 問い合わせ先（応募先）

福岡県グローバル青年の翼実行委員会事務局
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局青少年育成課内
電話 092-643-3402